

平成 26 年 5 月 29 日
株式会社日本政策金融公庫

ベトナム法人向けに「スタンドバイ・クレジット制度」を適用

～ベトナム法人向けの制度適用は全国初～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）松本支店中小企業事業は、株式会社ユウワに「スタンドバイ・クレジット制度」（注1）を適用し、このたび、同社海外現地法人の債務を保証する信用状をベト・イン・バンク（ベトナム）に対して発行しました（保証金額 50 万ドル。円貨換算 52 百万円相当（注2））。**ベトナム法人向け本制度の適用は全国初となります。**

「スタンドバイ・クレジット制度」は、中小企業者が海外現地法人と共同で新たな事業活動等を行うために必要となる現地流通通貨建て資金の調達を支援する制度です。

本制度利用のメリットとしては、海外現地法人が事業活動で得た資金をそのまま返済原資に利用できることによる為替リスクの回避や、資金調達手段の多様化が挙げられます。

株式会社ユウワは、新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を長野県から受け、海外現地法人と一体となって経営革新に取り組みます。このたびの信用状の発行は、日本公庫がこうした同社の海外展開に必要な現地流通通貨建て資金の円滑な調達をサポートするものです。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、中小企業者の海外展開にかかる円滑な資金調達を支援していきます。

（注1）本制度は、平成 24 年 8 月に「中小企業経営力強化支援法」の施行を受けて取扱いを開始したものです。日本公庫が提携する海外金融機関に対して債務保証のための信用状を発行することで、中小企業者（国内親会社）の海外現地法人等（海外子会社）による当該海外金融機関からの円滑な現地流通通貨建ての調達を支援します。なお、具体的には、「バンコック銀行」（タイ）、「メトロポリタン銀行」（フィリピン）、「KB国民銀行」（韓国）、「ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（UOB）」（シンガポール）、「バンクネガラインドネシア（BNI）」（インドネシア）及び「ベト・イン・バンク（VietinBank）」（ベトナム）及び「CIMB銀行」（マレーシア）と業務提携契約を締結しています。日本公庫では、今後、中小企業の皆様のニーズに応じて制度対象国を更に拡大させる方針です。

（注2）1 ドル=104 円で換算。

＜制度適用先の概要＞

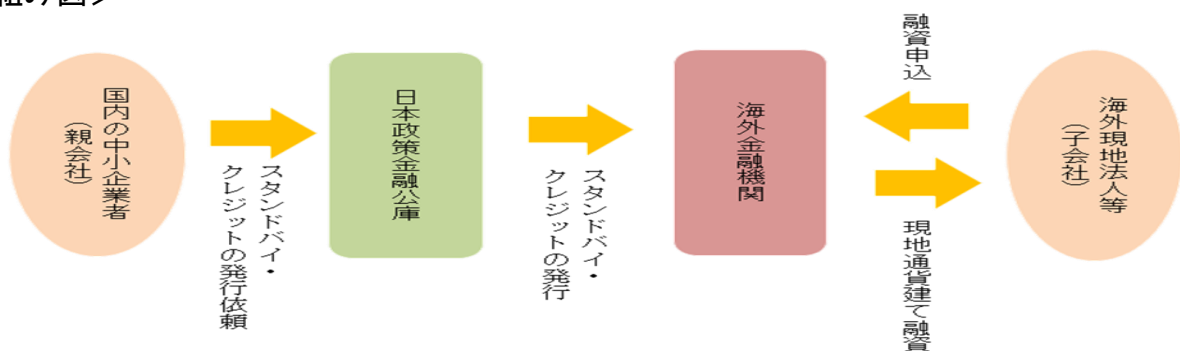
企業名	株式会社ユウワ	代表者	渡辺 稔
住所	長野県小諸市西原 700-1	業種	他の工業用プラスチック製品製造業
事業の概況			
<p>今回、ベトナムで設備資金を調達する YUWA VIETNAM CO., LTD は、スマホ・医療・車載部品などプラスチック製品の成形業者であるユウワグループのベトナム現地法人である。同グループは、取引先の海外進出に伴い、当社の小型精密金型技術を核に、日本（昭和 50 年設立）・中国（平成 15 年設立）・ベトナム（平成 21 年設立）と 3 拠点のバランス経営を目指している。今般取得した経営革新計画により、最新鋭の生産設備を導入すると共に(株)ユウワからの技術指導によりベトナムでの金型技術の向上に取り組み、グループ全体として競争力強化を図る計画である。</p>			
「株式会社ユウワ」へのお問い合わせ TEL 0267-25-8001 （担当：渡辺会長）			

「スタンドバイ・クレジット制度」の概要

＜ご利用いただける方＞

- ・新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方
 - ・新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・農工商等連携事業活動促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
- ※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、中小企業者が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記のいずれかの計画において中小企業者と共同で事業を行うこととされている先に限ります。

＜仕組み図＞



＜商品概要・ご利用条件＞

信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償限度額：1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります。） ・ 補償条件：海外金融機関からの請求による支払い ・ 信用状有効期間：1年以上6年以内 ・ 適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ・ 補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い ・ 連帯保証人：国内親会社の経営責任者の方 ・ 担保：原則として根抵当権の設定が必要です。 ・ 償還債務の金額：公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額
海外でのお借入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ・ 融資金額及び通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・ 資金使途：承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ・ 融資期間：1年以上5年以内 ・ 提携している海外金融機関(国) バンコック銀行(タイ) メトロポリタン銀行(フィリピン) KB国民銀行(大韓民国) ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール) バンクネガラインドネシア(インドネシア) ベト・イン・バンク(ベトナム) CIMB銀行(マレーシア) ・ ご利用いただける通貨は、現地流通通貨(各国通貨のほか、米ドル等も可能)となります。